

## 八王子市青少年対策地区委員会活動事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、市が当該年度において予算の範囲内で交付する八王子市青少年対策地区委員会活動事業補助金（以下「補助金」という。）について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、八王子市青少年健全育成基本方針に基づいた事業を各地域の実情に応じて実施することにより、青少年をめぐる社会環境の浄化及び地域社会における青少年の健全な育成を図ることを目的として交付する。

(交付対象者及び交付対象事業)

第3条 この補助金の交付対象者は、八王子市立中学校（義務教育学校の後期課程を含む）の通学区域を単位として設置された、主に次の者をもって構成される八王子市青少年対策地区委員会（以下「地区委員会」という。）及び各地区委員会の代表者をもって構成される八王子市青少年対策地区委員会連絡会とする。

- (1) 地区内に所在する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び高等学校の校長、副校長、生活指導主任等
- (2) 地区内に関係する民生・児童委員、保護司、学習支援委員等
- (3) 地区内に居住する青少年育成指導員
- (4) 地区内に所在する小学校、中学校及び義務教育学校のPTAの代表者
- (5) 地区内にある青少年団体等の関係者
- (6) 地区内に居住する交通安全協会の代表者、母の会会員
- (7) 町会、自治会の代表、その他各地区委員会において必要と認めた者

2 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会環境の浄化活動
- (2) 青少年健全育成活動
- (3) 青少年の社会参加・社会貢献活動
- (4) 地区内の青少年育成指導員の職務に係わる活動
- (5) 「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第5条に定める健全育成推進区域の指定を受けた地区委員会が実施する同条例第6条の事業
- (6) 東京都の「地域における青少年健全育成応援事業補助金」に申請する事業

(交付額等)

第4条 補助金の交付額は、1つの地区委員会につき51万円を上限とし、市の予算の範囲内において決定する。ただし、前条第2項(5)に該当する地区委員会は、上記の金額に10万円を上限に加算できるものとし、前条第2項(6)を実施する地区委員会は、上記の金額に15万円を上限に加算できるものとする。また、八王子市青少年対策地区委員会連絡会への交付額は市の予算の範囲内において決定する。各交付額の補助率は、補助対象事業に係わる補助基本額の10分の10とする。

(交付申請書等の様式)

第5条 交付申請書等の書式は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等交付申請書（規則第6条関係）一第1号様式
- (2) 補助金等交付決定通知書（規則第7条関係）一第2号様式
- (3) 補助事業等変更・中止・廃止申請書（規則第10条関係）一第3号様式
- (4) 補助事業等実績報告書（規則第12条関係）一第4号様式
- (5) 補助金等確定通知書（規則第13条関係）一第5号様式  
（交付申請）

第6条 交付申請書は、市が指定する期日までに提出するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金は、交付申請後審査を行った後、速やかに交付する。なお、支払いは概算払いとする。

（事業報告等の提出）

第8条 事業終了後、市が指定する期日までに実績報告書、決算書、出納簿等を作成し提出するものとする。

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、審査し補助金の額を決定し、確定通知書により補助団体に通知する。なお、残金等がある場合は市が指定する期日までに返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成34年（2022年）3月31日にその効力を失う。

3 元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行日以降においては、この附則の規定中「平成34年（2022年）」とあるのは、「令和4年（2022年）」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年（2026年）3月31日にその効力を失う。